

東京都介護現場革新会議設置要綱

令和6年3月29日
5福祉高介第1328号
一部改正 令和7年6月23日
7福祉高介第568号

(目的)

第1条 東京都（以下「都」という。）における介護現場の生産性向上の取組を加速していくためには、介護サービス事業所、区市町村、雇用関係機関等の関係者と連携しながら都の施策を着実に進めていくことが求められる。そのため、都と関係機関の連携強化を目的として、東京都介護現場革新会議（以下「革新会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 革新会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 都における介護現場の課題に即した生産性向上の取組の支援に関すること
- (2) 都における介護生産性向上総合相談センターの運営に関すること
- (3) 都と関係機関との介護現場の生産性向上における連携に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(構成)

第3条 革新会議の委員は、福祉局長が委嘱する事業者団体等の別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会議にはオブザーバーを置くことができるものとする。オブザーバーは会議において意見を述べることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の設置及び権限)

第5条 革新会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、革新会議を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、委員長代理としてその職務を代理する。

(招集等)

第6条 革新会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者のほか、革新会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員は、代理を出席させることができる。

(会議の取扱い)

第7条 会議及び会議録等は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は福祉局長が公開を不相当と認めるときは、非公開とする。

第8条 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

第9条 革新会議の庶務は、福祉局高齢者施策推進部介護保険課において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

第10条 委員報酬は、報酬基準に基づき、革新会議開催日の翌月の末日までに支払う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、革新会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会	デジタル推進委員長
社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都介護保険居宅事業者連絡会	運営委員
公益社団法人東京都介護福祉士会	会長
社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター	人材情報室 室長
公益財団法人東京しごと財団	シルバー就業推進担当課長
公益財団法人東京都中小企業振興公社	総合支援課長
社会福祉法人善光会	最高戦略責任者
SOMPO ケア株式会社 Future Care Lab in Japan	副所長 兼主任研究員
公益財団法人テクノエイド協会	企画部長
公益財団法人東京都福祉保健財団	福祉情報部長
東京都内区	介護保険所管課長
東京都内市	介護保険所管課長
東京都内町村	介護保険所管課長
東京都	福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
東京都	福祉局企画部福祉人材・サービス基盤担当課長